

医療費控除、控除の対象例

高額な医療費を支払った場合の負担を軽減する制度の1つに「医療費控除制度（所得控除）」があります。その年の1月1日から12月31日までの間に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を超える時、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

生計を一にする親族とは、生活費などを共有している親族が対象です。必ずしも同居している必要はなく、仕送りをしている場合や子ども・親などの医療費を負担している場合も、医療費控除の対象です。

共働きの夫婦など、扶養ではない場合でも「生計を一にする親族」の場合は控除の対象です。共働きの夫婦の場合、所得の多い方が医療費控除を受ける方が控除による節税効果が高いです。

医療費控除の詳細は、国税庁「医療費控除の対象となる医療費」等でご確認いただくとして、問い合わせの多い、「控除の対象例」「対象とならない例」を紹介します。

■医療・入院費■■■

控除の対象例

- ・診療費、治療費
- ・通院や入院のための交通費
- ・入院時の部屋代や食事代
- ・治療のための松葉杖、補聴器、眼鏡、義手、義足などの購入費用
- ・医師の判断によるPCR検査

対象とならない例

- ・健康診断、人間ドックの費用
- ・インフルエンザなど予防接種の費用
- ・自家用車での交通費（ガソリン代や駐車場の料金）
- ・自己判断によるPCR検査

■薬代■■■

控除の対象例

- ・治療のための医薬品購入費

対象とならない例

- ・ビタミン剤やサプリメントなどの予防目的や健康増進のための医薬品購入費



■歯科■■■

控除の対象例

- ・治療としての歯列矯正やインビザライン
- ・子どもの歯列矯正
- ・インプラント治療
- ・治療目的のセラミックなどの詰め物
- ・通院時の交通費（子どもの付き添いの場合、親の交通費も含む）
- ・歯科ローンで支払った治療費

対象とならない例

- ・美容のための歯列矯正やホワイトニング
- ・予防目的の歯石除去

- ・自家用車での交通費（ガソリン代や駐車場の料金）

■妊娠・出産費用■■■

控除の対象例

- ・妊娠中の定期検診や検査費用
- ・通院のための交通費、出産で入院する際のタクシー代
- ・不妊症の治療費、人工授精の費用

対象とならない例

- ・実家に帰って出産するための交通費
- ・入院時の寝間着や洗面具などの身の回り品の購入費



■介護保険制度■■■

控除の対象例

- ・指定介護老人福祉施設の介護費、食費、居住費の2分の1に相当する金額
- ・介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院の介護費、食費、居住費
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導（医師などによる管理・指導）
- ・通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）

対象とならない例

- ・指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、
- ・介護医療院の日常生活費や特別なサービス費用
- ・訪問介護（生活援助中心型）
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）

施設経営の Q&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

「計算書類」と「注記」の整合性について(3)

計算書類の注記に「基本財産の増減の内容及び金額」の項目がありますが、この注記について計算書類との整合性で留意すべき点を教えて下さい。

以下では、一般的な注記の記載例とその注記作成上の計算書類との整合性の留意事項を説明します。

(一般的な注記記載例)

「基本財産の増減の内容及び金額」

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	「ア」 1,500,000			「エ」 1,500,000
建物	「イ」 2,000,000	500,000	200,000	「オ」 2,300,000
合計	「ウ」 3,500,000	500,000	200,000	「カ」 3,800,000

(計算書類との整合性の留意事項)

貸借対照表(B/S)

資産の部			
	当年度末	前年度末	増減
固定資産			
基本財産	「カ」 3,800,000	「ウ」 3,500,000	300,000
土地	「エ」 1,500,000	「ア」 1,500,000	0
建物	「オ」 2,300,000	「イ」 2,000,000	300,000

上記の通り、注記の「前期末残高(「ア」、「イ」、「ウ）」、「当期末残高(「エ」、「オ」、「カ)」は(B/S)の基本財産の各科目の金額の「前年度末」と「当年度末」欄に一致することに留意が必要です。

尚、「法人全体」及び「拠点区分毎」に上記の整合性に留意して作成する必要があります。



固定残業代を賃金に含める場合

時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度(いわゆる「固定残業代」)を採用する場合は、どのような表示・記載が必要ですか。

「固定残業代」(一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金)を賃金に含める場合は、適切な表示が必要です。

固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

▼時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- ① 基本給(××円)(②の手当を除く額)
- ② □□手当(時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給)
- ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給。

【注意】

- ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載。
- ※ 「□□手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載。
- ※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も、同様の記載が必要。

富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み ※できるだけ「FAX経営相談票」を

Mail : manji@wel.pref.toyama.jp 専用 TEL : 076-432-6219 FAX : 076-432-6532 [ご利用ください](#)

HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> (富山県社協 HP→相談する→福祉施設の経営相談)